

福島地方最低賃金審議会の意見に関する公示

福島労働局一般公示第1号

令和8年8月20日福島地方最低賃金審議会から福島県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第11条第1項及び第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、福島県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第11条第2項及び第12条の規定に基づき令和8年9月4日までに福島労働局長あて(福島市花園町5番46号)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和8年8月20日

福島労働局長 岡田 直樹



記

福島県最低賃金の改正決定に係る福島地方最低賃金審議会の意見の要旨

福島県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
福島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,094円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年10月16日
- 7 政府・福島県への要望
別紙のとおり

福島県内における中小企業・小規模事業者の経営は、エネルギー・原材料価格の高騰に加え、人手不足や人件費の上昇等により、依然として厳しい状況にあることを踏まえ、最低賃金の引上げに対応しやすい環境整備のため、以下の要望を行う。

1 政府に対する要望

- (1) 中小企業・小規模事業者が持続的な賃上げを実現できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針2026」に基づき、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の『稼ぐ力』強化戦略」及び「省力化投資促進プラン」を着実に実施するとともに、生産性向上や省力化投資、DX・GX、人材育成等への支援を総合的かつ継続的に推進されたい。
- (2) 賃上げの原資確保のため、官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プランを着実に推進するとともに、B to B、B to C及びB to Gの各分野における価格転嫁対策を一層強化されたい。また、「パートナーシップ構築宣言」の更なる拡大と実効性の向上を図り、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁が定着する環境整備を推進されたい。さらに、国が発注する契約については、最低賃金改定額が適切に反映されるよう契約変更等を含め柔軟に対応されたい。
- (3) 社会保険料負担や「年収の壁」が、中小企業・小規模事業者の人材確保や労働者の就業調整の要因となっていることから、実効性ある制度の見直しや、中小企業・小規模事業者の負担軽減に資する支援策の充実を早急に講じられたい。
- (4) 業務改善助成金、働き方改革推進支援助成金及び人材開発支援助成金等については、最低賃金引上げの影響を受ける事業者が活用しやすいよう、制度の拡充及び周知を徹底するとともに、申請手続の簡素化や相談支援体制の充実を図られたい。
- (5) 最低賃金制度の実効性確保のため、最低賃金額の周知徹底と履行確保に向けた監督・指導体制を一層強化されたい。

2 福島県に対する要望

- (1) 国が実施する中小企業・小規模事業者向け支援策について、県内事業者が円滑に活用できるよう、制度周知、相談体制の充実及び県独自支援との連携など、実効性ある支援を講じられたい。
- (2) 県内中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げを後押しするため、生産性向上、省力化投資、DX・GX、人材育成、事業承継等に係る県独自施策の充実を図られたい。
- (3) 福島県が民間企業へ業務委託を行う場合は、最低賃金改定額が契約へ適切に反映されるよう、契約変更を含めた柔軟な対応を図られたい。
- (4) 地方税における減免・猶予制度等、即応性・実効性の高い施策を実施されたい。
- (5) 最低賃金改定額及び発効日について、事業者・労働者への周知を徹底するとともに、相談・支援体制を充実されたい。